

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当予定事業（令和6年5月20日現在）

（単位：円）

No.	事業名	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	事業費 （補正後予算 額）	うち	事業担当課
						臨時交付金 充当予定額	
1	物価高騰対策 臨時特別生活 支援金支給事 業（住民税均 等割のみ課税 世帯分）	①物価高騰対策として、令和5年度市民税均等割のみ課税世帯（被扶養者のみの世帯を除く）へ給付金（10万円）を支給 ②補助金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料 ③令和5年12月1日にさぬき市に住民票のある、令和5年度市民税均等割のみ課税世帯（被扶養者のみの世帯を除く）	R6.4	R7.3	156,500,000	156,500,000	福祉総務課
2	物価高騰対策 臨時特別生活 支援金支給事 業（こども加 算分）	①物価高騰対策として、低所得子育て世帯（被扶養者のみの世帯を除く）へ児童（18歳以下）1人当たり給付金（5万円）を支給 ②補助金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料 ③令和5年12月1日にさぬき市に住民票があり、18歳以下の児童がいる令和5年度市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税世帯（被扶養者のみの世帯を除く）	R6.4	R7.3	34,700,000	34,700,000	福祉総務課
3	物価高騰対策 臨時特別生活 支援金支給事 業（R6非課 税・均等割の み課税化世帯 分）（こども 加算も含 む）	①物価高騰対策として、新たに令和6年度市民税均等割非課税となった世帯及び新たに令和6年度市民税均等割のみ課税となった世帯（いずれも被扶養者のみの世帯を除く）へ給付金（10万円）を支給し、同一世帯に児童（18歳以下）がいれば給付金（児童1人当たり5万円）を併せて支給 ②補助金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料 ③令和6年6月3日にさぬき市に住民票のある、令和6年度市民税均等割非課税となった世帯及び新たに令和6年度市民税均等割のみ課税となった世帯（いずれも被扶養者のみの世帯を除く）	R6.5	R7.3	117,520,000	117,520,000	福祉総務課
4	定額減税補足 給付金支給事 業	①定額減税可能額（所得税分：3万円×減税対象人数（納税者本人＋同一生計配偶者＋扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の数）、個人住民税所得割分：1万円×減税対象人数）が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額」（令和5年分所得税額）又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る納税義務者に対して給付金（金額は以下に示す計算による）を支給 ・（A）＋（B）の合算額（合算額は万円単位に切り上げ）を支給 （A）所得税分定額減税可能額-令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）（A）<0の場合は0 （B）個人住民税所得割分減税可能額-令和6年度分個人住民税所得割額（B）<0の場合は0 ②補助金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料 ③令和6年度個人住民税がさぬき市で課税となる者	R6.5	R7.3	415,629,000	415,629,000	福祉総務課